

製造所

① 危険物貯蔵所品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書  
取扱所

柏市消防局長 殿		年 月 日	
② 届出者 住所 千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)		氏名 〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
③ 設置者	住所	千葉県柏市柏〇番地〇 (電話〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇)	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 消防太郎	
設置場所		④ 千葉県柏市〇〇丁目〇〇番〇〇号	
設置の許可年月日及び許可番号		⑤ 平成〇〇年〇〇月〇〇日 第〇〇〇〇号	
製造所等の別		⑥ 貯蔵所	⑦ 屋内貯蔵所
⑧ 危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	変更前	別紙のとおり	5倍
	変更後	別紙のとおり	3倍
変更予定期日		⑨ 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
※ 受付欄		※ 経過欄	

- 備考
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
  - 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。
  - ※印の欄は、記入しないこと。

本届出は、製造所等の位置、構造又は設備を変更せずに品名、数量又は指定数量の倍数が変更となる場合に必要となります。

設備等の変更が無くても、以下のようなことが確認されれば追加書類の提出を指導されます。指導を受けた場合は担当課と協議し、変更予定期日の調整をしてください

1. 変更許可申請提出の指導を受ける例

- (1) 倍数等の変更により、保有空地が変更されるもの。ただし、保有空地が短くなるが、従前のまま変更しない場合、申請書は要しません。
- (2) 品名、倍数等の変更により、適応する消火設備の種類が変更になるもの
- (3) 倍数等の変更により、新たな設備が必要となるもの（避雷針等）
- (4) 危政令第23条の特例適用を受けており、品名等の変更により適用要件が変更されるもの

2. 申請ではなく、軽微変更工事届出書で対応できる例

- (1) 危険物を貯蔵又は取り扱う設備を一部撤去することで、倍数等を変更するもの
- (2) 複数の地下貯蔵タンクを保有する製造所等で、1本だけ砂入れ等をする場合

① 届出書名称の製造所・貯蔵所・取扱所は、該当する施設以外を2重取消線で抹消するか、該当する施設を○で囲むように記入してください。

② 届出者の住所及び氏名は、届出に係る製造所等の設置者の住所及び氏名又は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書にて届出されている運営者の住所及び氏名としてください。

なお、届出者が設置者又は運営者（届出に関する権限を有する場合に限る。）と異なる場合は、委任状等を添付してください。

③ 許可申請書又は最新の設置者等変更届出書に記載されている設置者と同一の方としてください。ただし、届出時において過去の申請時等と設置者が変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。

④ 許可申請書に記載されている設置場所と同一にしてください。ただし、届出時において過去の申請時と設置場所が土地区画整理事業等により変更になっている場合は、柏市消防法施行細則第15条による設置者等変更届出書を併せて提出してください。

⑤ 許可申請書に記載されている設置許可年月日及び設置許可番号を記入してください。

⑥ 製造所等の別は、製造所は「製造所」、○○貯蔵所は「貯蔵所」、○○取扱所は「取扱所」と記入してください。

⑦ 貯蔵所又は取扱所の区分は、危政令第2条又は危政令第3条に規定する区分により、「屋内貯蔵所」、「給油取扱所」等と記入してください。

⑧ 変更前後の類、品名、最大数量及び指定数量の倍数を記入してください。

品名が多数あり、同欄に記入できないときは「別紙のとおり」と記入し、詳細を記載したものを添付してください。

新たな危険物を貯蔵又は取り扱うときは、ガソリンや灯油等のような消防法別表第1備考において定義され、その危険性が明らかであるものを除き、確認試験結果報告書又は危険物データベース登録確認書等を添付してください。

⑨ 原則届出日の10日以上後の日付を記入してください。

## 補足事項

- ① 手続きの時期：変更しようとする10日前まで
- ② 手続き可能な方：設置者又は運営者
- ③ 代理人による手続き：可能(設置者等から代理人への委任状が必要)
- ④ 手続き方法：直接受付窓口へ
- ⑤ 必要部数：2部
- ⑥ 必要書類
  1. 品名、数量又は指定数量の倍数変更届出書
  2. 変更前・変更後の危険物の品名、数量、倍数の一覧表
  3. 必要に応じて危険物の性状が分かる書類
- ⑦ 手続き後にお渡しするもの：届出書の副本
- ⑧ 注意事項

届出時の変更内容によって、変更許可申請書又は軽微変更工事届出書の追加提出を指導させていただく場合があります（記入要領参照）。